

## 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営上の了解事項

1. 運営規則第13条にいうところの標準給与の変更は年1回とし、毎年10月に行うものとする。

ただし、平成4年4月以降に私学共済の標準給与変更を行った場合で、変更月から3箇月目の10日までに私学共済へ届出た場合に限り、変更することができるものとする。
2. 運営規則第6条(2)号は理事会において止む得ない理由と認めたとき、財団の事業の対象から除くことを猶予する。
3. 運営規則第9条にある報告が期限後であっても、理事会が認めたときは報告どおり受理する。
4. 運営規則第9条第2項の届書は財団の標準給与月額変更届書(第15号様式)を提出の際、私学共済の標準給与基礎届書にもとづく定時決定の確認通知書のコピーを提出することで代えるものとする。
5. みなし退職の場合、当該学校法人等が希望する時は、みなし退職により決定した退職手当資金の請求を実際にその者が退職するまで延期することができるものとする。
6. 負担金の納付期限である月の月末が、金融機関の休日の場合で、負担金が翌月直近の日に納付されたときは、運営規則第16条第2項(延滞金)の規定にかかわらず、延滞金は付さないものとする。
7. 自動振替による負担金が引落日に引き落とされなかった時は、翌月の引落日に振替が完了した場合に限り、運営規則第14条第2項(延滞金)の規定にかかわらず、延滞金は付さないものとする。